

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金を申請される方へ

天理市では、生ごみ等の自家処理を促進し、一般廃棄物の減量を図るため、市内に住所を有している方で家庭生ごみ自家処理容器を設置された世帯に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。

1 補助対象の機器

電動式生ごみ処理器（生ごみを堆肥化できるものに限ります。）

注1：生ごみを細かく砕くだけの「ディスポーザー」は対象外になります。

2 補助金額

購入金額（消費税及び地方消費税除く。）の1/2以内で、限度額は30,000円です。ただし、補助金額の100円未満の端数は切り捨てます。

注2：ポイントカード等による値引きを利用され代金を支払われた場合、上記の購入金額は、実際に支払われた金額とさせていただきますので注意してください。

3 補助個数

1世帯につき1個を限度とします。ただし補助金の交付を受けてから、5年以上が経過し、使用不能と認められる場合は再申請可能です。

4 添付書類

- ①領収書の原本（提示後コピーさせていただきます。）
- ②処理器の製造番号が確認できる写真
- ③処理器の取扱説明書か保証書（提示後コピーさせていただきます。）
- ④処理器の性能等の分かるもの（カタログ等）を提示願います。

5 申請方法（申請は、処理器の購入後6ヶ月以内に限りします。）

- ①家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、環境クリーンセンター業務課または環境政策課（市役所3階）へ提出して下さい。
 - ②補助金交付申請書の提出があれば、記入内容を審査し、適当と認められた後、申請者の方に家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）及び家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付請求書（第3号様式）を送付します。
 - ③交付決定を受けられた方は、家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付請求書（第3号様式）に必要事項を記入の上、環境クリーンセンター環境業務課又は環境政策課へ提出してください。（郵送可）
- 注4：ご指定口座の金融機関名・預金種別・口座名義人・名義人カナ氏名・口座番号を忘れずに記入してください。

6 調査の実施

補助金交付後、アンケートや使用状況を調査する場合があります。その際にはご協力をお願いいたします。

（後日、環境クリーンセンター環境業務課から通知させていただきます）

7 お問合せ先

住所 〒632-0084 天理市嘉幡町180番地 環境クリーンセンター 環境業務課

電話 0743-64-3911

第1号様式（第6条関係）

受付	第 号 年 月 日	決	部長	次長	所長	課長	主幹	課長補佐	係長	係
		裁								

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付申請書

年 月 日

天 理 市 長 様

申請者 住所 天理市

氏名

(電話 ー)

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱の規定に基づき、家庭生ごみ処理容器を設置したので、同交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

補助金交付申請額 円

設置された生ごみ処理器に関する事項

購入年月日	年 月 日
購入価格 (消費税及び地方消費税を除く。)	円
購入店名	
処理器の型番	
処理器の製造番号	